



県域社会福祉団体配分事業

じぶんの町を良くするプロジェクト。募集中！

赤い羽根共同募金

「地域共生社会の実現（我が事・丸ごとの地域づくり）」に向け、地域で支え合う仕組みづくりや多様な福祉課題・生活課題の解決などを図るため、創設70年を経過した“赤い羽根共同募金”は、より地域に根ざした運動へと変革することが求められています。

平成29年度は県内の30団体が配分決定を受け、本年度それぞれの地域においてじぶんの町を良くする活動に、熱心に取り組んでいます。

本年度も引き続き、福祉事業・ボランティア活動を支援するための公募配分を実施しますので、配分を希望する団体は、所定の申請書を期日までにご提出ください。



1 配分対象団体及び配分対象事業

- (1)広域で社会福祉を目的とする事業及び公益を目的とする事業を行う民間の非営利団体（福祉団体、ボランティアグループ、NPO団体等）が対象です。
- (2)地域住民と連携した公的制度では対応できない福祉サービス・活動、福祉施設の機能を活用した福祉サービス・活動、地域福祉推進のための各種啓発・講演会・研修等の事業、関係団体等と連携した地域課題の解決を図るための事業などが対象です。
- (3)保健、医療、教育等に関する事業でも、福祉領域と重なる分野であれば対象となります。
- (4)申請事業が介護保険事業の場合は対象外とします。
- (5)同じ事業への配分は原則として3年を限度とします。

2 配分対象となる事業の実施期間

平成30(2019)年4月1日～2020年3月31日（平成31年度実施事業）

3 配分率及び配分限度額

配分率は事業費（対象経費）の75%以内、配分額は1事業50万円を限度とします。

4 申請受付期間及び方法

平成30(2018)年10月15日（月）～平成30(2018)年11月30日（金）

5 申請書の入手及び提出先

配分を希望する場合は、受付期間内に申請書類を長野県共同募金会あてに電子メール又は郵送によりご提出ください。申請書様式は本会ホームページからダウンロードできます。

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館 2階

電話 026(234)6813 FAX 026(234)3024

電子メール nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

ホームページ <http://akaihane-nagano.or.jp/>



長野県共同募金会 HP

私たちも、



に助けられました。



みんなの募金が、困っている誰かの「ありがとう」につながっている。
募金が「ありがとう」につながれば、それがまた新しい募金へと連鎖していく。
「募金」が→「ありがとう」になり→「次の募金」へとつなげていく。
赤い羽根共同募金は、小さなことを(たくさん)しています。
そしてその活動は、たくさんの「ありがとう」につながっているのです。

あの人を、すべての人を、支えたい。

赤い羽根共同募金

WEBサイトも見てね!

